

議案第81号 説明資料

南十勝複合事務組合規約の一部を改正する規約 新旧対照表

現 行 規 約	改 正 規 約																																	
<p>○南十勝複合事務組合規約 (昭和44年2月4日 北海道指令地方第126号指令)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <table border="1"> <tr> <td>し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務</td> <td>広尾町、大樹町、幕別町（旧忠類村地域）</td> </tr> <tr> <td>ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務</td> <td>広尾町、大樹町、幕別町（旧忠類村地域）</td> </tr> <tr> <td>小動物焼却処理施設の設置及び管理運営に関する事務</td> <td>広尾町、大樹町、幕別町（旧忠類村地域）</td> </tr> <tr> <td>火葬場の設置及び管理運営に関する事務</td> <td>大樹町、幕別町（旧忠類村地域）</td> </tr> </table> <p>第4条～第12条 略</p> <p>別 表（第12条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経費の区分</th> <th colspan="3">負担割合の区分</th> </tr> <tr> <th>均等割</th> <th>人口割</th> <th>実績割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会・監査委員に要する経費</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務	広尾町、大樹町、幕別町（旧忠類村地域）	ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務	広尾町、大樹町、幕別町（旧忠類村地域）	小動物焼却処理施設の設置及び管理運営に関する事務	広尾町、大樹町、幕別町（旧忠類村地域）	火葬場の設置及び管理運営に関する事務	大樹町、幕別町（旧忠類村地域）	経費の区分	負担割合の区分			均等割	人口割	実績割	議会・監査委員に要する経費	100%			<p>○南十勝複合事務組合規約 (昭和44年2月4日 北海道指令地方第126号指令)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <table border="1"> <tr> <td>ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務</td> <td>広尾町、大樹町</td> </tr> <tr> <td>小動物焼却処理施設の設置及び管理運営に関する事務</td> <td>広尾町、大樹町</td> </tr> <tr> <td>火葬場の設置及び管理運営に関する事務</td> <td>大樹町、幕別町（旧忠類村地域）</td> </tr> </table> <p>第4条～第12条 略</p> <p>別 表（第12条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経費の区分</th> <th colspan="2">負担割合の区分</th> </tr> <tr> <th>均等割</th> <th>人口割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会・監査委員に要する経費</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務	広尾町、大樹町	小動物焼却処理施設の設置及び管理運営に関する事務	広尾町、大樹町	火葬場の設置及び管理運営に関する事務	大樹町、幕別町（旧忠類村地域）	経費の区分	負担割合の区分		均等割	人口割	議会・監査委員に要する経費	100%	
し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務	広尾町、大樹町、幕別町（旧忠類村地域）																																	
ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務	広尾町、大樹町、幕別町（旧忠類村地域）																																	
小動物焼却処理施設の設置及び管理運営に関する事務	広尾町、大樹町、幕別町（旧忠類村地域）																																	
火葬場の設置及び管理運営に関する事務	大樹町、幕別町（旧忠類村地域）																																	
経費の区分	負担割合の区分																																	
	均等割	人口割	実績割																															
議会・監査委員に要する経費	100%																																	
ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務	広尾町、大樹町																																	
小動物焼却処理施設の設置及び管理運営に関する事務	広尾町、大樹町																																	
火葬場の設置及び管理運営に関する事務	大樹町、幕別町（旧忠類村地域）																																	
経費の区分	負担割合の区分																																	
	均等割	人口割																																
議会・監査委員に要する経費	100%																																	

現 行 規 約					改 正 規 約				
事務局に要する経費		20%	80%		事務局に要する経費	20%	80%		
し尿処理施設の設置及び管理運営に要する経費	処理施設の新・改築に伴う経費	20%	80%		ごみ処理施設・最終処分場及び小動物焼却処理施設の設置並びに管理運営に要する経費	処理施設の新・改築に伴う経費			広尾町 50% 大樹町 50%
	平常の運転及び管理運営に伴う経費			100%		平常の運転及び管理運営に伴う経費			
ごみ処理施設・最終処分場及び小動物焼却処理施設の設置並びに管理運営に要する経費	処理施設の新・改築に伴う経費				火葬場の設置及び管理運営に要する経費	施設の新・改築に伴う経費			大樹町 70% 幕別町 30%
	平常の運転及び管理運営に伴う経費					平常の運転及び管理運営に伴う経費			大樹町 80% 幕別町 20%
火葬場の設置及び管理運営に要する経費	施設の新・改築に伴う経費				火葬場の設置及び管理運営に要する経費	施設の新・改築に伴う経費			大樹町 70% 幕別町 30%
	平常の運転及び管理運営に伴う経費					平常の運転及び管理運営に伴う経費			大樹町 80% 幕別町 20%
(注) 1. 人口割は、前年10月1日現在の住民基本台帳人口割合とする。 ただし、幕別町の人口割合は、旧忠類村地域の人口とする。					(注) 人口割は、前年10月1日現在の住民基本台帳人口割合とする。 ただし、幕別町の人口割合は、旧忠類村地域の人口とする。				
2. 実績割は、前年の年間収集実績量(1月から12月)の割合とする。									